

令和8年度 障がい者を対象とした 徳島県会計年度任用職員募集案内

徳島県では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることを目的として、県の関係機関において、令和8年度に業務（一般的な事務補助又は作業補助）に従事する会計年度任用職員（補助業務）を募集します。

受付期間 令和8年1月16日（金）まで
面接実施日 令和8年2月7日（土）

- 「電子申請」を推奨しますが、「郵便申請」でも申込みできます。
- 郵便申請については、1月16日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。
- 持参による申込み及び受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。

1 応募資格

（1）次に掲げる手帳等の交付を受けている必要があります。

- （ア）身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がい者有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。）
- （イ）都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書
- （ウ）精神障害者保健福祉手帳
- ※手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は、応募できません。

(地方公務員法第16条各号に該当する者)

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 身分及び業務内容

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員として、一般的な事務補助(文書整理・データ集計等)又は作業補助に従事していただきます。具体的な業務内容は勤務場所によって異なります。

3 任用期間

原則令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※任用後、原則として1月間は条件付採用期間です。

※令和9年3月31日の期間満了後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、公募による面接審査を経ずに再度任用される場合があります。ただし、フルタイム任用の場合で2回(連続する3会計年度)、パートタイム任用の場合で4回(連続する5会計年度)に限ります。

4 勤務条件等

「フルタイム任用」と「パートタイム任用」により異なります。フルタイム、パートタイムの希望は、申込時に選択していただきます。

(1) フルタイム任用

勤務場所	県の関係機関(万代庁舎、東部各局、各総合県民局など)
所定労働日数	原則週5日
勤務時間	原則として8時30分から17時15分までの7時間45分(休憩時間60分) ※原則、超過勤務なし。
休日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
休暇	年次有給休暇(任用期間に応じて付与)、産前産後休暇、育児時間休暇、生理休暇、子の看護休暇等
給料	月額186,600円程度(地域手当含む) ※令和7年11月現在の規定における令和7年4月1日時点の額であり、改定する場合があります。

その他 手当	きまつてあて にんようきかん つきいじょうとう きんべんてあて にんようきかん つきいじょう 期末手当（任用期間6月以上等）、勤勉手当（任用期間6月以上 とう つうきんてあて たいしよくてあて にんようきかん つき こ とう とう 等）、通勤手当、退職手当（任用期間が6月を超える等）等 ※いずれも一定条件を満たした場合に支給。
社会保険	けんこうほけん つきちょう にんようきかん みこ ばあい ちほうしよくいんきょうさいくみあい 健康保険（2月超の任用期間が見込まれる場合、地方職員共済組合 せいで てきよう こうせいねんきんほけん いっていじょうけんか ねん こ きんむ 制度が適用されます。）、厚生年金保険（一定条件下で1年を超えて勤務 ばあい ちほうしよくいんきょうさいくみあいせいで てきよう こうせいねんきんほけん てきよう した場合、地方職員共済組合制度が適用され、厚生年金保険は適用 じょがい こようほけん しよくいん たいしよくてあて かん じょうれいてきようご 除外となります。）、雇用保険（職員の退職手当に関する条例適用後 こようほけん てきようじょがい さいがいほしやう きんむばしよ きんむきかんと は、雇用保険は適用除外となります。）、災害補償（勤務場所や勤務期間等 おう ろうさいほけん ぎかい ぎいん たひじょうきん しよくいん こうむさいがいほしやうとう に応じて、労災保険、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等 かん じょうれい ちほうこうむいんさいがいほしやうほう ほしやう に関する条例、地方公務員災害補償法のいずれかにより補償されます。）
コンプライ アンス等	かいけいねんどにんようしよくいん せいきしよくいん おな きほんほうしん 会計年度任用職員は、正規職員と同じく、コンプライアンス基本方針を じゅんしゅ いっぱんしよく ちほうこうむいん ひみつ まも 遵守しなければならないほか、一般職の地方公務員であることから、秘密を守 ぎむ しよくむ せんねん ぎむ えいりきぎょうとう じゅうじせいげん ちほうこうむいんほう る義務、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限などの地方公務員法 きてい てきよう の規定が適用されます。

（2）パートタイム任用

勤務場所	けん かんけいきかん ばんだいちやうしゃ とうぶかつきよく かくそうごうけんみんきよく 県の関係機関（万代庁舎、東部各局、各総合県民局など）
所定労働 日数	げんそく しゅう か 原則 週 5日
勤務時間	げんそく じ ぶん じ ふん あいだ さだ じかん ふん きゅうけい 原則として8時30分から17時15分までの間で定める5時間45分（休憩 じかん ぶん 時間60分） ※ 実際の勤務時間は、勤務場所によって異なります（応相談）。原則、超過 きんむ 勤務なし。
休日	どようび にちやうび しゅくじつおよ ねんまつねんし がつ にち よくねん がつ にち 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
休暇	ねんじゅうきゅうきゅうか にんようきかん おう ふよ さんぜんさんごきゅうか いくじじ 年次有給休暇（任用期間に応じて付与）、産前産後休暇、育児時 かんきゅうか せいりきゅうか こ かんごきゅうか とう 間休暇、生理休暇、子の看護休暇等
報酬	ほうしゅう にちがく えんていど 日額 6,500円程度 れいわ ねん がつげんさい きてい れいわ ねん がつ にちじてん がく かいいてい ※ 令和7年11月現在の規定における令和7年4月1日時点の額であり、改定 ばあい する場合があります。
その他 給付	きまつてあて にんようきかん つきいじょうとう きんべんてあて にんようきかん つきいじょう 期末手当（任用期間6月以上等）、勤勉手当（任用期間6月以上 とう つうきん かか ひようべんしょう とう 等）、通勤に係る費用弁償等 ※いずれも一定条件を満たした場合に支給。
社会保険	けんこうほけん きんむじかん きゅうよ がく にんようきかん いってい ようけん み ばあい 健康保険（勤務時間、給与の額、任用期間が一定の要件を満たす場合、 ちほうしよくいんきょうさいくみあいせいで てきよう こうせいねんきんほけん きんむ 地方職員共済組合制度が適用されます。）、厚生年金保険（勤務 じかん きゅうよ がく にんようきかん いってい ようけん み ばあい てきよう 時間、給与の額、任用期間が一定の要件を満たす場合、適用されます。）、 こようほけん きんむじかん にんようきかん いってい ようけん み ばあい てきよう 雇用保険（勤務時間、任用期間が一定の要件を満たす場合、適用されま さいがいほしやう きんむばしやう おう ろうさいほけん ぎかい ぎいん た す。）、災害補償（勤務場所等に応じて、労災保険、議会の議員その他 ひじょうきん しよくいん こうむさいがいほしやうとう かん じょうれい ほしやう 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例のいずれかにより補償さ れます。）
コンプライ アンス等	かいけいねんどにんようしよくいん せいきしよくいん おな きほんほうしん 会計年度任用職員は、正規職員と同じく、コンプライアンス基本方針を じゅんしゅ いっぱんしよく ちほうこうむいん ひみつ まも 遵守しなければならないほか、一般職の地方公務員であることから、秘密を守 ぎむ しよくむ せんねん ぎむ ちほうこうむいんほう きてい てきよう る義務、職務に専念する義務などの地方公務員法の規定が適用されます。

5 選考方法

応募者に対して面接審査を行います。採用は、一定の基準点を満たした応募者を合格者とし、その者の中から、勤務希望地、仕事の内容等を勘案の上、業務の必要性に応じて別途連絡し、勤務所属で面談を行った上で採用となります。ただし、希望する勤務地によっては、合格しても必ずしも採用に至らない場合があります。

なお、面談の連絡は、合格通知後に電話（又は電子メール等）により順次行います。連絡が面談実施日の数日前となる場合もありますが、ご了承ください。

6 面接日時・場所

日 時	令和8年2月7日（土） ※ 面接時間については、受験票に記載します。
場 所	徳島県職員会館 徳島市万代町3丁目5-3

7 応募手続

（1）申込方法

- （ア）「電子申請」を推奨しますが、「郵便申請」でも申込みできます。
- （イ）申込方法など具体的な手続きについては、別紙「申込方法詳細」を参照してください。

＜電子申請による申込みはこちらから＞



徳島県電子申請サービス

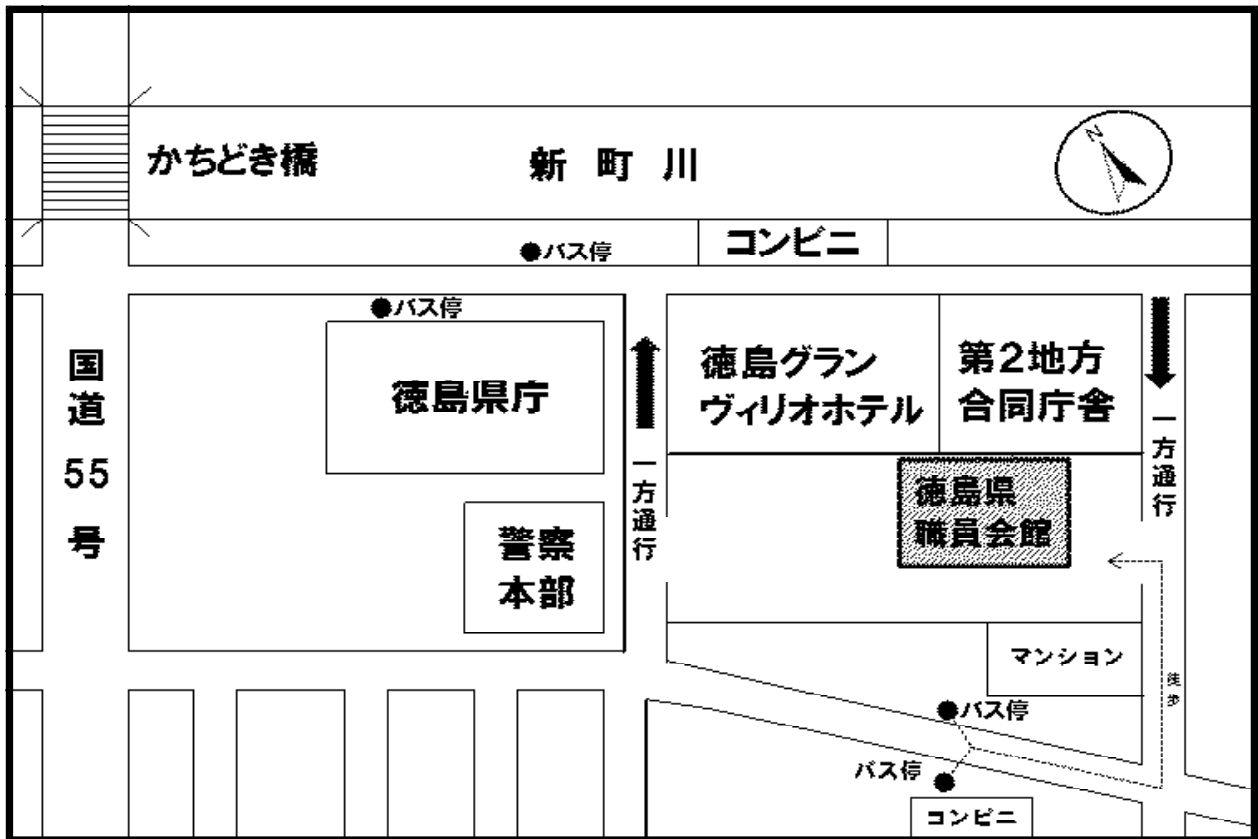
（2）合格発表

徳島県庁西側の掲示板及び徳島県ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

ちゅういじこう
(3) 注意事項

- (ア) 申 込 内容に不正があると受験が無効となる場合があります。
- (イ) 応募者に係る個人 情報 については適切に管理し、本件 以外には一切 使用しません。応募書類は 返却 しません。当方の責任にて処分します。
- (ウ) 面接当日は、受験 票 及び筆記用具（ボールペン等消せないもの）を 必ず持参してください。
- (エ) 面接 当日は、各手帳 等によって応募資格の確認 を 行 いますので、 各手帳 等の原本（コピー不可）を 必ず持参してください。

めんせつ かいじょう あん ない ず
面接会場案内図



じゅうしょ
< 住所 >

〒770-0941 徳島市 万代町 3 丁目5-3 徳島県 職員 会館

こうつうあんない
< 交通案内 >

- 徳島駅より 徒歩約23分、バス約2分（「昭和町 三丁目」下車）
- 阿波富田駅より 徒歩約10分
- 敷地内に 駐車場（20台程度）があります。

れんらくさき そうふさき
< 連絡先・送付先 >

とくしまけん きかく そうむ ぶ じんじか じんじたんとう
徳島県 企画総務部 人事課 人事 担当

〒770-8570 とくしましばんたいちょう ちょうめ ばんち
徳島市 万代町 1 丁目 1 番地

でんわ ふあくしみり
電話 (088) 621-2042 FAX (088) 621-2825

でんし
電子メール jinjika@pref.tokushima.lg.jp